

2019年7月10日
九州電力株式会社

川内原子力発電所 特定重大事故等対処施設の設置に関する状況について

1. 特定重大事故等対処施設の設置要求

- 2013年7月に施行された新規制基準において、原子炉施設には、重大事故等を起こさないための対策に必要な設備に加え、自然災害やテロも含めて様々な事象により重大事故等が起きた場合の対策に必要な設備を、可搬型設備を含めて備えることを要求。
- その上で、原子力発電所の安全への信頼性を更に向上させるため、重大事故等が起きた場合のバックアップ対策として特定重大事故等対処施設（特重施設）の設置を要求。
- 施設を新たに設置するためには審査、工事等に一定の時間が必要であるため、経過措置期間が設けられている。

2. 経過措置期間

- 経過措置規定は、当初、新規制基準施行（2013年7月）から5年とされていたが、本体施設等の適合性審査が長期化していることに伴い、審査着手が遅れている等、当初から事情が変わっていることを踏まえ、2015年度に改めて経過措置規定について検討され、本体工事認可日^{※1}を起点として一律に5年が設定された。

設置期限 ・ 川内1号機：2020年3月17日
・ 川内2号機：2020年5月21日

（ ※1：本体工事認可日

川内1号機：2015年3月18日

川内2号機：2015年5月22日

）

3. 主要原子力施設設置者から原子力規制委員会への説明（2019年4月17日）

○当社を含む主要原子力施設設置者から特重施設等の設置に向けた取組み状況を以下のとおりご説明。

- ・特重施設等の詳細設計で、審査を通して安全性・信頼性の向上を図ってきた結果、現地工事は、大規模かつ高難度の土木・建築工事になるといった状況変化が生じてきている。
- ・現地工事は、様々な制約の下で安全を最優先にしながら、早期完成に向けて最大限の努力を行っているが、安全性向上のための詳細設計に更に時間を要しているプラントもあり、継続して工期短縮に最大限努力するものの、現段階で、各事業者で経過措置期間内の完成が間に合わなくなりつつある。
- ・原子力規制委員会においては、更なる安全性向上のために要する期間を総合的に考慮し、対応を検討いただきたい。

4. 原子力規制委員会の対応

【原子力規制委員会の方針（2019年4月24日）】

- 設置期限については、変更する必要はない。
- 設置期限をむかえた発電所に関しては運転停止。
- 具体的な手続きは規制庁から提案を受けて議論したい。

【期限内に完成しない場合の具体的な手続き（2019年6月12日）】

○特重施設に係る使用前検査に合格していない発電用原子炉施設は、経過措置期間が満了する日の翌日以降、低温停止状態^{※2}を継続しなければならない。

（弁明機会の付与）経過措置期間満了日の約6週間前までに、停止を命ずることを前提に原子力規制委員会において、行政手続法に基づく弁明の機会を付与。

（停止命令）満了日の約1週間前までに使用前検査に合格していない場合は、提出された弁明書を踏まえ、原子力規制委員会にて停止命令発出を決定。

（原子炉起動条件）特重施設に係る使用前検査に合格したときは、命令は効力を失う。

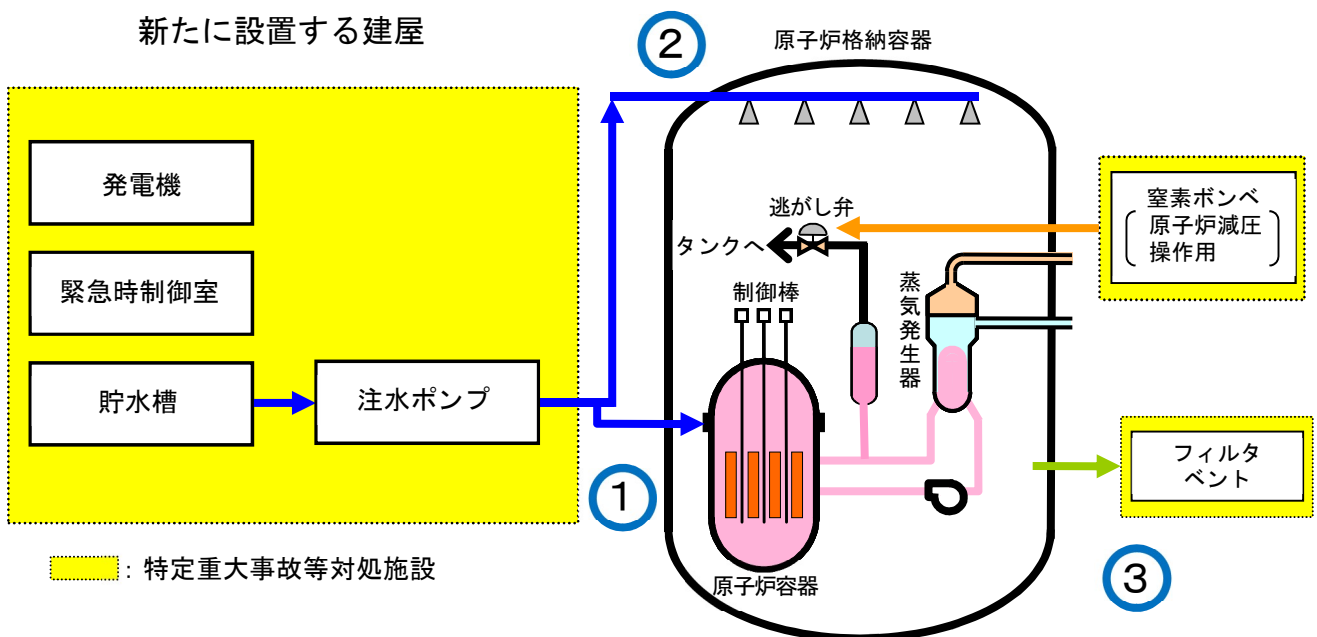
※2：1次冷却材温度9.3℃以下の状態

今後の取組み

- これまでも工程短縮に向けて最大限の努力を行ってきたが、現在、更に早期に完成できないか、深掘りして精査を行っているところである。
- 当社は、しっかりと対応を検討するとともに、特重施設の早期完成に向けて、引き続き、最大限の努力を継続していく所存である。

川内原子力発電所 特定重大事故等対処施設の概要

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する特定重大事故等対処施設を設置する。



【対策の優先順位】

- ① 原子炉へ注水 (冷やす)
- ② 格納容器へのスプレイによる冷却・減圧 (冷やす・閉じ込める)
- ③ フィルタベントを介した格納容器外への大気放出